

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	倉吉市 児童扶養手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

## 公表日

令和7年9月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ※現況届(事前送信)はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番56 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第10条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 81の項 (提供)主務省令第2条の表 項番17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel. 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市塚町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭センター Tel. 0858-22-8220
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当業務に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、児童扶養手当情報の登録に関して、児童扶養手当システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部子ども家庭課	健康福祉部子ども家庭課	事後	
令和1年6月26日	I-5-②	子ども家庭課長 鶴沼公子	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市福祉保健部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加
令和3年3月19日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	I-1-②	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、 その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、 その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、 その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ※現況届(事前送信)はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	
令和5年2月3日	I-1-③	児童扶養手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	児童扶養手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番37	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番56 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会) 別表第二 項番57 (提供) 別表第二 項番13、16、26、30、47、64、65、87、116	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 81の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番17、20、42、89、90、125、141、155、161	事後	
令和6年9月2日	II-1、II-2	令和1年6月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
	I-4-②	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 81の項 (提供)主務省令第2条の表 項番17、20、42、89、90、125、141、155、161	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 81の項 (提供)主務省令第2条の表 項番17、20、42、89、90、125、141、155、161	事後	
	I-5-①	健康福祉部子ども家庭課	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター	事後	
	I-5-②	子ども家庭課長	こども家庭センター所長	事後	
	I-8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭センター Tel 0858-22-8220	事後	
	II-1	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
	II-2	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-8		児童扶養手当業務に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、児童扶養手当情報の登録に関して、児童扶養手当システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
	IV-9	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
	IV-11 判断の根拠		番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正